臺灣日日新報 第一万五千六百七十五號 (一)
昭和十八年十月十二日 (日曜日) (木曜日)
(第二號)

臺灣日日新報

日本夕刊 全六頁

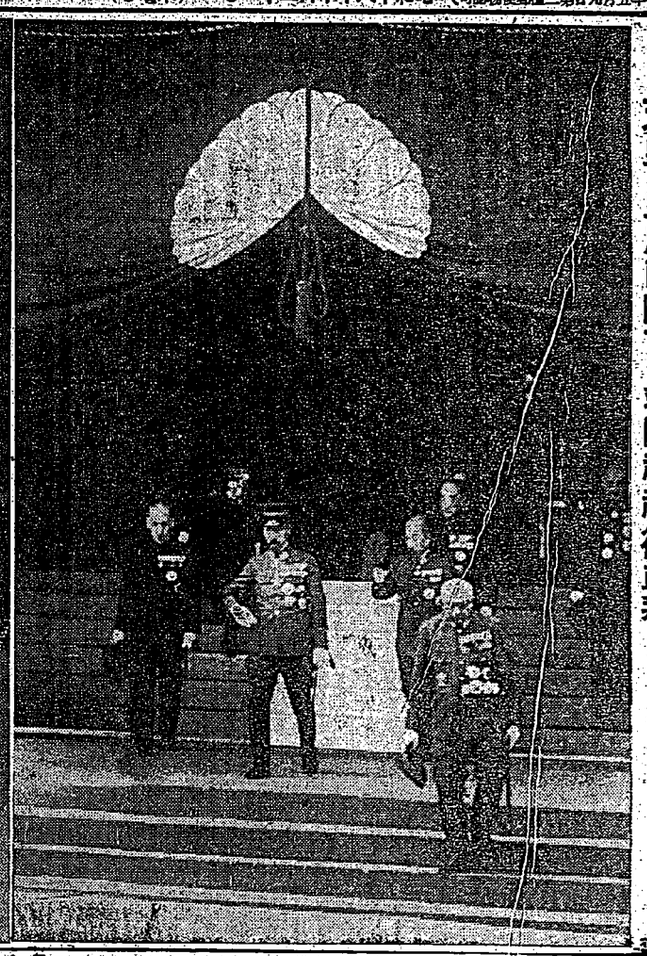

天皇 皇后兩陛下 靖國神社御直拜 【寫眞】

東條首相參內

【大東亞戰爭第二年目を迎へ】東條首相は二十日午後二時四十分宮中に參內、天皇陛下に謁を賜はつたが、引續き二時五十分まで一時間餘に亘り陛下に對し奉り大東亞戰爭第二年目を迎へた國內外の諸情勢につき奏上した

日比同盟條約御批准

二十日を以て發效

政治的、軍事的協力

ラウレル大統領聲明發表

【マニラ十日發同盟】ヒリッピン共和國政府は去る十四日無記名投票を以て日比同盟條約に對し國會の批准を與へたが、これに關しラウレル大統領は十八日左の聲明を發表した

日本國、ヒリッピン國間同盟條約

大日本帝國
天皇陛下及びヒリッピン共和國
大統領は
日本國がヒリッピン國を獨立國家として承認することに決したるに因り
兩國相互に緊密なる協力の下に
世界各國の平和に貢獻せんことを期し
且つ兩國民間の不斷の親善關係を增進せんことを欲し
これが爲兩國を代表する一切の權限を左記全權委員に委任せんことを欲したがため
左記全權委員を任命せり
大日本帝國
天皇陛下
特命全權大使
從三位 勳一等 子爵 村田 省藏
ヒリッピン共和國大統領
國務大臣
クラーロ・エム・レクト
右各全權委員は互ひにその全權委任狀を示しこれが良好妥當なる旨を認めたる後左の條項を協定せり
第一條 締約國間には相互にその主權及び領土の尊重の基礎に於いて永久に緊密なる好の關係あるべし
第二條 締約國は大東亞の確立の爲緊密なる協力を爲すべし
第三條 締約國は大東亞の建設の爲緊密に協力すべし
第四條 本條約の實施の爲締約國は協議すべし
第五條 本條約は締約國に於てその批准を了したる日より效力を有するべし
第六條 本條約はなるべく速かに批准せらるべし 批准書の交換はマニラに於てなるべく速かに行はるべし
右證據として各全權委員は本條約に署名調印せり
昭和十八年十月十四日即ち
九四三年十月十四日
マニラに於て本書二通を作成す
全權委員
村田 省藏 ㊞
クラーロ・エム・レクト ㊞

◇日本國ヒリッピン國間同盟條約締結の經緯
條約第二條につき
兩國に現存する大東亞戰爭完遂の爲の緊密なる協力の主なる原則は左の通りとす
ヒリッピン國は日本國の擧すべき軍事行動の一切の便宜を供與すべく又日本國及ヒリッピン國は共同して世界各國の平和に貢獻せんことを期し且つ兩國民間の不斷の親善關係を增進せんことを欲したので二十日を以て批准書を交換することとなつたが、本條約は批准書の交換の日より效力を生ずることに決したので二十日を以て發效することとなつた

政治的、軍事的協力

ラウレル大統領聲明發表

【マニラ十日發同盟】ヒリッピン共和國政府は去る十四日無記名投票を以て日比同盟條約に對し國會の批准を與へたが、これに關しラウレル大統領は十八日左の聲明を發表した

日本國、ヒリッピン國間同盟條約
大日本帝國
天皇陛下及びヒリッピン共和國
大統領は
日本國がヒリッピン國を獨立國家として承認することに決したるに因り
兩國相互に緊密なる協力の下に
世界各國の平和に貢獻せんことを期し
且つ兩國民間の不斷の親善關係を增進せんことを欲したので
これが爲兩國を代表する一切の權限を左記全權委員に委任せんことを欲したがため
左記全權委員を任命せり
大日本帝國
天皇陛下
特命全權大使
從三位 勳一等 子爵 村田 省藏
ヒリッピン共和國大統領
國務大臣
クラーロ・エム・レクト
右各全權委員は互ひにその全權委任狀を示しこれが良好妥當なる旨を認めたる後左の條項を協定せり
第一條 締約國間には相互にその主權及び領土の尊重の基礎に於いて永久に緊密なる好の關係あるべし
第二條 締約國は大東亞の確立の爲緊密なる協力を爲すべし
第三條 締約國は大東亞の建設の爲緊密に協力すべし
第四條 本條約の實施の爲締約國は協議すべし
第五條 本條約は締約國に於てその批准を了したる日より效力を有するべし
第六條 本條約はなるべく速かに批准せらるべし 批准書の交換はマニラに於てなるべく速かに行はるべし
右證據として各全權委員は本條約に署名調印せり
昭和十八年十月十四日即ち
九四三年十月十四日
マニラに於て本書二通を作成す
全權委員
村田 省藏 ㊞
クラーロ・エム・レクト ㊞

◇日本國ヒリッピン國間同盟條約締結の經緯
條約第二條につき
兩國に現存する大東亞戰爭完遂の爲の緊密なる協力の主なる原則は左の通りとす
ヒリッピン國は日本國の擧すべき軍事行動の一切の便宜を供與すべく又日本國及ヒリッピン國は共同して世界各國の平和に貢獻せんことを期し且つ兩國民間の不斷の親善關係を增進せんことを欲したので二十日を以て批准書を交換することとなつたが、本條約は批准書の交換の日より效力を生ずることに決したので二十日を以て發效することとなつた

比島憲法草案全文 (中)

第四條 國民は法律の定むる所により納稅の義務を負ふ
第五條 國民は法律の定むる所により兵役の義務を負ふ 但し良心的兵役拒否者に關しては法律を以て別に定むる所による
第六條 國民は法律の定むる所により教育を受くる權利を有し且つ義務を負ふ
第七條 國民は法律の定むる所により勞働の權利を有し且つ義務を負ふ
第八條 國民は法律の定むる所により財產權を有す
第九條 國民は法律の定むる所により公務に從事する權利を有す
第十條 國民は法律の定むる所により參政權を有す
第十一條 國民は法律の定むる所により請願の權利を有す
第十二條 國民は法律の定むる所により集會及結社の權利を有す
第十三條 國民は法律の定むる所により言論、著作、出版の自由を有す
第十四條 國民は法律の定むる所により信教の自由を有す
第十五條 國民は法律の定むる所により居住及移轉の自由を有す
第十六條 國民は法律の定むる所により公務員の違法行爲に對し救濟を求むる權利を有す
第十七條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧權を有す 但し精神病者及び禁治產者は此の限りに非ず
第十八條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し投票の秘密を保障せらるる權利を有す
第十九條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十一條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十二條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十三條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十四條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十五條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十六條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十七條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十八條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十九條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十一條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十二條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十三條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十四條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十五條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十六條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十七條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十八條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十九條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十一條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十二條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十三條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十四條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十五條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十六條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十七條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十八條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十九條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第五十條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず

比島憲法草案全文 (中)

第四條 國民は法律の定むる所により納稅の義務を負ふ
第五條 國民は法律の定むる所により兵役の義務を負ふ 但し良心的兵役拒否者に關しては法律を以て別に定むる所による
第六條 國民は法律の定むる所により教育を受くる權利を有し且つ義務を負ふ
第七條 國民は法律の定むる所により勞働の權利を有し且つ義務を負ふ
第八條 國民は法律の定むる所により財產權を有す
第九條 國民は法律の定むる所により公務に從事する權利を有す
第十條 國民は法律の定むる所により參政權を有す
第十一條 國民は法律の定むる所により請願の權利を有す
第十二條 國民は法律の定むる所により集會及結社の權利を有す
第十三條 國民は法律の定むる所により言論、著作、出版の自由を有す
第十四條 國民は法律の定むる所により信教の自由を有す
第十五條 國民は法律の定むる所により居住及移轉の自由を有す
第十六條 國民は法律の定むる所により公務員の違法行爲に對し救濟を求むる權利を有す
第十七條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧權を有す 但し精神病者及び禁治產者は此の限りに非ず
第十八條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し投票の秘密を保障せらるる權利を有す
第十九條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十一條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十二條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十三條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十四條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十五條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十六條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十七條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十八條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第二十九條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十一條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十二條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十三條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十四條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十五條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十六條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十七條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十八條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第三十九條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十一條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十二條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十三條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十四條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十五條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十六條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十七條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十八條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第四十九條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず
第五十條 國民は法律の定むる所により公務員の選擧に際し候補者たることを得 但し現役の軍人は此の限りに非ず

最大限度に事務簡捷

督府、決戰態勢整備强化

一、事務の簡捷

一、他の大臣官房に對する設置に關しては各官廳あるゆる機構を擴大强化するから即時廢止すべきものは廢止し、その理由としては四つの點を擧げられる

一、各官廳の機構、職員の配置を適正ならしめ、特に地方官廳の機構を强化すること

社說

本島糖業政策の轉換

勢强化策成る

本島の決戰態

戰局の展開に即し、我國の國內體勢を根本的に强化するは今日の緊急事である。而して本島の糖業體勢を强化するは今日の緊急事である。而して本島の糖業體勢を强化するは今日の緊急事であつたが、一時十分な力を注ぎ得なかつた憾みがあつたが、一時十分な力を注ぎ得なかつた憾みがあつたが、一時十分な力を注ぎ得なかつた憾みがあ

御民われの誓ひ捧ぐ
感激も深く昇殿參拜
靈璽遺族部隊　盛儀無事果し離京

【花蓮港發】花蓮港廳下一行は二十日朝一時より宿舎に於ける朝の御饌御供奉を行ひ、引續き神前に額づき、無事果し得たる感激と感謝の誠心を披瀝し、午前八時半より宿舎前廣場に於ける出發式に臨んだ。一行は式後一時より宿舎に於ける最後の朝食を共にし、午前十時三十分宿舎を出發、一路臺北に向ひ、午後二時臺北驛着、直ちに臨時列車にて臺南に向ふ筈である

【花蓮港發】靈璽遺族部隊一行は二十日午前一時より宿舎に於ける朝の御饌御供奉を行ひ、引續き神前に額づき、無事果し得たる感激と感謝の誠心を披瀝し、午前八時半より宿舎前廣場に於ける出發式に臨んだ。一行は式後一時より宿舎に於ける最後の朝食を共にし、午前十時三十分宿舎を出發、一路臺北に向ひ、午後二時臺北驛着、直ちに臨時列車にて臺南に向ふ筈である

【花蓮港發】靈璽遺族部隊の御參拜は十九日午後一時より宿舎に於ける御饌御供奉を行ひ、引續き神前に額づき、無事果し得たる感激と感謝の誠心を披瀝し、午前八時半より宿舎前廣場に於ける出發式に臨んだ。一行は式後一時より宿舎に於ける最後の朝食を共にし、午前十時三十分宿舎を出發、一路臺北に向ひ、午後二時臺北驛着、直ちに臨時列車にて臺南に向ふ筈である

特別志願兵へ驀進
「第二、第三の弟を待つ」
本島出身李健三君志願

【花蓮港發】昭和十八年度陸軍特別志願兵の募集は大きく内地の兄弟と共に本島出身の李健三君（二十）も志願、去る十九日午前十時から同地役場に於ける身體檢査に臨んだ。李君は花蓮港廳吉野村吉野の李阿金氏の長男で、昭和十七年三月吉野公學校高等科を卒業後、家業の農業に從事してゐたが、かねてから志願兵たらんことを熱望してゐたもので、今回の志願兵募集を聞くや、父母兄弟の反對を押切つて志願したもの。李君は身體檢査の結果、體格、學力共に甲種合格と決定、目下入營の日を待つてゐる。

【花蓮港發】昭和十八年度陸軍特別志願兵の募集は大きく内地の兄弟と共に本島出身の李健三君（二十）も志願、去る十九日午前十時から同地役場に於ける身體檢査に臨んだ。李君は花蓮港廳吉野村吉野の李阿金氏の長男で、昭和十七年三月吉野公學校高等科を卒業後、家業の農業に從事してゐたが、かねてから志願兵たらんことを熱望してゐたもので、今回の志願兵募集を聞くや、父母兄弟の反對を押切つて志願したもの。李君は身體檢査の結果、體格、學力共に甲種合格と決定、目下入營の日を待つてゐる。

登！父の後を繼げ
愛兒の出陣を激勵

【花蓮港發】昭和十八年度陸軍特別志願兵の募集は大きく内地の兄弟と共に本島出身の李健三君（二十）も志願、去る十九日午前十時から同地役場に於ける身體檢査に臨んだ。李君は花蓮港廳吉野村吉野の李阿金氏の長男で、昭和十七年三月吉野公學校高等科を卒業後、家業の農業に從事してゐたが、かねてから志願兵たらんことを熱望してゐたもので、今回の志願兵募集を聞くや、父母兄弟の反對を押切つて志願したもの。李君は身體檢査の結果、體格、學力共に甲種合格と決定、目下入營の日を待つてゐる。

住民と兵が同士討
安居樂業は夢の夢
雲南新戰野に見る重慶軍の暴狀

炭業の緊急增産展開
新竹州增產懇談會開催
先づ大湖、竹東、竹南の各郡の三郡を重點的に

臺大工學部
晴れの第一回入學式
安藤工學部長の訓示

本島の必勝文政確立
學校教育の刷新强化措置
土肥原委員長溫き涙

山の戰士の武勳讃仰
花蓮港廳下四箇所に忠靈塔建立

故柳原刀自葬儀

患ふ遺族感激の涙
土肥原委員長溫き見舞

刺一の殺必英米敵仇
臺北高商で銃劍道講習
田澤校學山戸 道劍雨 官教

皇軍將兵慰問金（九）

千圓	株式會社南興公司	
五百圓	日本鋼管株式會社臺灣出張所	
二百圓	臺灣電業株式會社	
二百圓	臺灣鐵道從業員有志	
二百圓	臺灣總督府鐵道部	
二百圓	臺灣總督府專賣局	
二百圓	臺灣總督府專賣局樟腦工場	
二百圓	臺灣製糖株式會社田川工場	
百圓	木島村二	

赤誠の獻金

臺北市第四ノ二區町會長會議ニ於テ左記ノ通リ決定ノ上十月廿日迄ニ臺北市役所ニ納入スルコトニ決定セリ

一、一世帶ニ付金二十五錢ヲ割當テ徵收スルコト
一、徵收ハ町會長ニ於テ十月廿日迄ニ臺北市役所ニ納入スルコト

畫材に溢れる戰時色
府展廿四日朝選ぐとも入選發表

中國海軍視察團離京

今日の映畫

大世界　臺灣劇場　芳乃館　芳明館　萬華劇場　城南劇場　第二館　太平館　基隆世界　旭劇場　大和劇場　羅東座　宜蘭座　昇平座　中央劇場

元旦祝賀

父臺灣貿易會　副參事　肱岡義輝　儀肉地歸省中應　召歸著ノ途次去ル三月十九日高千穂丸ニテ遭難致候ニ付生前ノ御厚誼ヲ深謝シ此段謹告仕候　肱岡龍作　友人　濱田信資　金藤眞秀　肱岡友作　鮫島清吉　木元茂義　松常祐

國報健康

◎戰時だ働かう
冷症・神經痛・ロイマチス
各種皮膚病・溫泉風呂に
ミネラル
臺北州賣藥製造工業組合

從業員採用

鐘曹臺南事務所人事課

成吉思汗

皇軍將兵慰問金（九）

赤誠の獻金

畫材に溢れる戰時色

中國海軍視察團離京

決戰だ働き拔かう
旗押し立てて行進
嘉義聯合 保甲婦女團

【嘉義電話】嘉義聯合保甲婦女團では二十日午後二時半から公園廣場で結成式擧行の筈であつたが、折柄の雨天のため急遽各保甲婦女團毎に分散して各保甲事務所に於て擧行することゝなつたが、その數一萬數千名に達する婦女團員は何れも國防色の服裝に身を固め、手に手に日の丸の旗を押し立てゝ各保甲事務所に集合、午後二時から一齊に擧行した此の日市内各所は婦人團體の旗で埋められ、又各保甲事務所の前には各保甲婦女團の旗が翻つて物々しい光景を呈した

全員淸々と丸坊主で
臺東 農增報國推進隊結成

【臺東電話】臺東郡では決戰下の農業增産を期し、農業增産報國推進隊を結成することゝなつたが、その第一次隊として十八日午後一時から臺東公會堂に於て結成式を擧行することゝなつたが、その第一次隊は臺東郡下の青年男女團員百名で、この日午前八時から臺東神社に參拜、次いで同社境内に於て丸坊主となつた、この丸坊主は決戰下農業增産に對する決意の表現であるとて、この丸坊主になつたものである

皇奉の大壯觀
一夜錬成會

【臺中電話】皇奉中壯年團の錬成會は中壯年團員の參加を以て去る十九日午後八時から大肚山麓の一部落に於て擧行したが、當日は午後から降雨となつたにも拘らず、團員は雨具を着用して參加し、その數一千二百餘名に達し、大肚山麓に一大壯觀を呈した、尙ほ當日は團員の外に多數の觀衆が參加したが、その數は實に數千名に達し、會場は立錐の餘地もなき程であつた

飛見動報訓練所
本年度入所式

【花蓮港電話】花蓮港廳飛見動報訓練所の本年度第二次入所式は二十三日午前十一時より同廳飛見動報訓練所に於て擧行された

健民部落を設置
皇奉臺南州支部で計畫

【臺南電話】皇奉臺南州支部では今回臺南州下に於ける健民部落の設置を計畫し、その第一次として臺南州下の七部落を選定し、目下同支部に於ては之が實現に向つて鋭意準備中であるが、尙ほ同支部では之等健民部落の設置に關する一切の事務を擔當せしむる爲め、同支部内に健民部落設置事務所を設置することゝなつてゐる

金山奉壯畫劇隊の活躍

【基隆電話】基隆金山兩郡では昨年來擧行した奉壯畫劇隊の活躍に關し、兩郡の皆年度の奉壯畫劇隊の活躍に關し、兩郡の皆年度の奉壯畫劇隊の活躍に關し、兩郡の皆年度の

第五十七巻　第二万一千九百六十五号　昭和廿年十二月廿日　木曜日　（日曜休）　昭和廿年十二月廿日印刷　（印刷局許可　第二種郵便物認可）

緬甸奪還の萬歳叫ぶ
總反攻の呼號空し
我が雪南進攻態勢強化

五湖作戯
○○部隊を北原に多々益々強化に入らんとする皇軍

中型輸送船を撃破
ウインパーンに襲撃

重大戰局突破の氣魄
法案の事前審議開始

比島憲法草案全文（下）

善隣政策を遂行す
比島新外相レクト氏聲明

戰局益々重大化
ルソン方面戰況

米英ソ聯に追隨
第11屆總會問題を議題に

111國代表會議開く
ソ聯に軍需品補給
米の具體的援助方針

法律案四件成文化

インド獨立聯盟
東亞代表者會議

赤軍の突破企圖失敗

英加軍四個師團撤退

大君の御楯ぞ征け決戰場へ

靖國神社臨時大祭、御親拜を御待ち申上げる遺族に敬禮する東條首相

自由印度臨時政府

印度解放へ近く樹立

【東京發同盟】インド國民議會を基礎に擧國一致の自由印度臨時政府樹立に關する重大聲明が二十一日開會中の印度國民會議派執行委員會の名において發表された。ボース氏は同聲明の發表に當り「これは印度のスローガンたるデリーへ進撃であること、インド國民軍は英米の侵略に對する聖戰であることを確信する」と聲明し「インド獨立萬歳」を三唱した。ボース氏は聲明發表後、ラングーンに向け出發した。

【東京發同盟】インド國民議會を基礎に擧國一致の自由印度臨時政府樹立に關する重大聲明が二十一日開會中の印度國民會議派執行委員會の名において發表された。ボース氏は同聲明の發表に當り「これは印度のスローガンたるデリーへ進撃であること、インド國民軍は英米の侵略に對する聖戰であることを確信する」と聲明し「インド獨立萬歳」を三唱した。ボース氏は聲明發表後、ラングーンに向け出發した。

【ラングーン二十一日發同盟】ビルマ國民軍總司令官兼ビルマ國防相兼外相兼首相兼陸軍大臣バー・モウ博士は二十一日ビルマ國會において、ビルマ國は大東亞戰爭完遂のため、米英に對し宣戰を布告する旨の歴史的演説を行ひ滿場一致これを可決した。

【ラングーン二十一日發同盟】ビルマ國會は二十一日午後一時より開會、バー・モウ博士は左の如き歴史的演説を行ひ滿場一致これを可決した。

ビルマ國會は茲に大東亞戰爭完遂のため、米英に對し宣戰を布告する旨の歴史的決議を行ふに當り、ビルマ國政府の決意を表明するに當つて、ビルマ國民の名において、ビルマ國會に對し、ビルマ國民の名において、ビルマ國會に對し、ビルマ國民の名において、ビルマ國會に對し